

第1章 総則**第111条 提出書類**

4 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時又は変更時において、委託料が 200 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、業務完了時は完了後 15 日（休日等を除く）以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務カルテの登録を申請しなければならない。ただし、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の申請を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

第113条 業務計画書

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務組織計画
- (4) 打合せ計画
- (5) 成果物の内容、部数
- (6) 使用する主な図書及び基準

第1章 総則**第111条 提出書類**

4 受注者は、農林水産部が所掌する農業農村整備事業における業務については、契約時又は変更時において、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、業務完了時は完了後 15 日（休日等を除く）以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務カルテの登録を申請しなければならない。ただし、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の申請を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

第113条 業務計画書

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務組織計画
- (4) 打合せ計画
- (5) 成果物の内容、部数
- (6) 使用する主な図書及び基準

- (7) 連絡体制（緊急時含む）
- (8) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
- (9) 仮設備計画
- (10) 安全管理
- (11) その他

なお、当初の委託料が300万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書を簡易版とすることができる。簡易版は上記事項のうち、(1)、(2)、(4)、(5)を省略できるものとする。

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

(7) 連絡体制（緊急時含む）には、再委託先との連絡体制も含めるものとする。

(11) その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第137条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。

- (7) 連絡体制（緊急時含む）
- (8) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
- (9) 仮設備計画
- (10) 安全管理
- (11) その他

なお、当初の委託料が300万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書を簡易版とすることができる。簡易版は上記事項のうち、(1)、(2)、(4)、(5)を省略できるものとする。

受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

(11) その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第137条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第2章 機械ボーリング

第204条 成果物

- (3) 採取したコアは**試料箱（コア箱）**に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層ごとに**標本ビン等**に密封して収納するものとする。

第7章 軟弱地盤技術解析

第702条 業務内容

3 現況地盤解析

(1) 地盤破壊

設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討を含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

(3) 地盤圧密**沈下**

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

4 検討対策工法の選定

当該**地質**条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特長・経済性を概略的に比較検討の上、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。

第2章 機械ボーリング

第204条 成果物

- (3) 採取したコアは**標本箱**に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1 m毎又は各土層ごとに**標本ビン**に密封して収納するものとする。

第7章 軟弱地盤技術解析

第702条 業務内容

3 現況地盤解析

(1) 地盤破壊

設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

(3) 地盤圧密

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

4 検討対策工法の選定

当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特長・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。